

令和3年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年3月8日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 5 議案第 1 号 上大中清掃施設組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 紀南環境広域施設組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 3 号 上富田町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 号 上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 6 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 7 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 2 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 15 号 令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）

日程第20	議案第16号	令和3年度上富田町一般会計予算
日程第21	議案第17号	令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第22	議案第18号	令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第23	議案第19号	令和3年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第24	議案第20号	令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第25	議案第21号	令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
日程第26	議案第22号	令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
日程第27	議案第23号	令和3年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第28	議案第24号	令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第29	議案第25号	令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第30	議案第26号	令和3年度上富田町水道事業会計予算
日程第31	議案第27号	令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第32	議案第28号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第33	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第34	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第35	議案第31号	町道路線の認定について
日程第36	議案第32号	町道路線の変更について
日程第37	議案第33号	町道路線の廃止について
日程第38	議案第34号	町有財産の処分について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回上富田町議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大が県内では少し落ち着きを見せておりますが、しかし、いつ感染拡大になるかもしれません。皆様におかれましても、十分ご注意をいただき、感染拡大につきましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番、九鬼裕見子君、11番、山本明生君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの19日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は19日間に決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和2年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した令和3年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、本定例会までに提出のありました意見書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日3月8日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時01分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

いまだ鎮静化の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、東京都や大阪府などに3月7日まで緊急事態宣言が発令されていましたが、首都圏以外は2月末に緊急事態宣言の解除が行われ、感染状況は落ち着いてきているようですが、油断は禁物です。上富田町としましても、国からのワクチンの提供を受け、感染症予防と重症化の防止、蔓延を防ぐ集団免疫の獲得のため、対象住民へのワクチンの接種の実現に向け

て準備を進めています。

今後は、国の示す優先順位に沿って医療従事者や高齢者からワクチン接種を進めていくこととなりますが、ワクチンの到着時期や接種に当たっての医師や看護師の準備の状況にも左右されることから、具体的な時期が定まっておらず対応に苦慮している状況です。しかし、一刻も早く無事にワクチン接種を完了し、町内及び日本全国で新型コロナウイルス感染症が終息するようお願い、ワクチン接種を進めていきたいと考えていますので、ご協力よろしくお願いたします。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、報告事項として令和2年度一般会計補正予算1件、議題として規約の一部改正2件、条例の一部改正5件、令和2年度一般会計・特別会計補正予算8件、令和3年度一般会計・特別会計予算12件、和解及び損害賠償の額の決定について1件、公の施設の指定管理者の指定について2件、町道路線の認定・変更・廃止3件、町有財産の処分について1件の計35件であります。

なお、追加議案として、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任及び上富田町教育委員会教育長の任命の人事案件2件について本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

令和3年になりますが、厳しい財政状況には変わりなく、新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化対策の両立を目指すとともに、引き続き効率的で持続可能な行政運営を確保するためのなお一層の取組を進めてまいります。

令和3年度の一般会計当初予算の編成に当たり、今般策定することとなる第5次上富田町総合計画及び5年計画の2年目となる第2次上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正や新規施策の動向、経済情勢を見極め、地方財政措置の動向に留意し、子ども医療費や学校給食のランニングコスト、学校施設の整備、公共施設の更新等の財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、事務事業の見直し、徹底した行財政改革により将来の財政負担の抑制を図るよう職員に指示しています。基本的には基金などを取り崩さないように予算編成を進めてきましたが、財源不足が生じたため、財政調整基金からの繰入れとして措置しています。

職員には、今後も非常に厳しい財政状況が続くことを認識させるとともに、また、議員、町民の皆様にも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っています。

また、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいり

ますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）でございます。今回、補正前の額に1,205万8,000円を追加し、予算総額を85億9,851万9,000円と定めています。

補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種に向け、接種体制の確保や事務に関する必要な経費を見込み、1月14日付で専決処分したものでございます。令和2年度分としては、医療従事者450人分と高齢者2,000人分のワクチン接種を見込み措置しています。

一方、歳入につきましては、国庫支出金などを見込み措置しています。

次に、議案第1号につきましては、上大中清掃施設組合理約の変更についてでございます。この規約は令和3年3月31日、じんかい処理施設の閉所に伴い、閉所後の共同事務の内容及び事務所の位置が変更となるため、上大中清掃施設組合理約を改正するものであります。

次に、議案第2号につきましては、紀南環境広域施設組合理約の変更についてでございます。この規約は、紀南広域廃棄物最終処分場の完成に伴い、紀南環境広域施設組合の事務所の位置が変更となるため、紀南環境広域施設組合理約を改正するものであります。

次に、議案第3号につきましては、上富田町職員定数条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、執行機関に所属する職員及び定数外の職員を明確にするための改正で、選挙管理委員会と監査委員に所属する職員については、町長部局の職員をもって兼務させることを明確に規定し、派遣職員や休職中の職員については、定数外とする旨の規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号につきましては、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、定数条例の改正に合わせて監査委員の事務を補助させるための職員についての規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、国民健康保険税の税率を改正するものであり、県の示した標準保険料率を参考とした税率改正となり、平均で減額改定をするものであります。

次に、議案第6号につきましては、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の改正に伴い、当該条例での新型コロナウイルス感染症の定義を新たに規定するた

め、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、令和3年度から5年度までの3年間を単位とした計画期間ごとに市町村介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、設定する保険料率を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第8号）でございます。今回、補正前の額に1,947万7,000円を増額し、予算総額を8億1,799万6,000円と定めています。補正予算の概要は、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄附金の1億2,000万円の増加を見込み、返礼品や基金積立てなどを措置しています。民生費では、障害福祉費で999万円の減額補正、子ども医療費で693万5,000円の減額補正、保育所運営費で1,492万9,000円を減額補正しています。また、衛生費や商工費、土木費、教育費につきましても、決算見込みに応じて事業経費を減額補正しています。

一方、歳入につきましては、条例や国庫支出金、県支出金、町債などを見込み措置しています。

次に、議案第9号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から議案第15号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）までの7議案につきましては、事業費の見直しによる補正を行っています。

次に、議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算から議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの12議案につきましては、議会会期中に予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第28号につきましては、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、集団検診の中止及び延期による医師の派遣料等相当分の支払いをするため、和解及び損害賠償額の額について議決を求めるものです。

次に、議案第29号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町地域福祉センターについて、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き指定するものであります。

次に、議案第30号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町の体育施設のうち上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館の3施設について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手

続等に関する条例第5条の規定により、一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会を指定管理者として引き続き指定するものであります。

次に、議案第31号、町道路線の認定から議案第33号、町道路線の廃止までの3議案につきましては、町道路線の現状に合わせて認定・変更・廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第34号につきましては、町有財産の処分についてでございます。この議案は、朝来字荒堀地区にごございました旧畜産団地付近を一体地として売却するものであります。今回、上富田町朝来字荒堀3548番7外13筆、約2万872平方メートルを6,000万円で株式会社尾花組に売却するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、令和3年度の職員体制についてですが、まず、令和3年4月1日付で職員6名を新規採用します。職員の人事交流につきまして、現在、町で受け入れている派遣職員は、和歌山県警察本部からの派遣職員1名となりますが、3月末で帰任することから、警察本部には引き続き1名の派遣を要請し、令和3年度における町への派遣職員は1名になります。

また、和歌山地方税回収機構及び上大中清掃施設組合へ派遣している町職員2名が帰任いたしますが、今回新たに田辺市へ1名の職員を派遣します。現在、和歌山県後期高齢者医療広域連合及び和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合にそれぞれ1名の職員を派遣していますので、令和3年度における町からの派遣職員は3名となります。

一方、令和2年度末で退職予定者は9名となっています。これにより派遣している職員を除く職員数につきましては、令和2年4月1日現在では124名、令和3年4月1日現在では122名となり、職員数は2名の減少となります。さらに育児休業中の職員が3名いますので、全体で不足する部署につきましては、会計年度任用職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 報告第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）から日程第38 議案第34号、町有財産の処分についての35件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願ひいたします。

私からは、報告第1号について説明をいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,205万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,851万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月14日専決、上富田町長奥田誠。

この補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種に向けて接種対象の確保や事務に関する経費を見込み、当時は2月にも接種が始まるということでしたので、1月14日付で専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

15款国庫支出金、補正前の額に999万1,000円を追加し、27億3,1071,000円と定めています。

19款繰入金206万7,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に1,205万8,000円を追加、85億9,851万9,000円と定めています。

歳出です。

4款衛生費、補正前の額に1,205万8,000円を追加し、8億5,355万円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に1,205万8,000円を追加、85億9,851万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で1,205万8,000円を追加、主なものは右のページです。8節報償費、集団接種に係る医師の謝礼金を措置してございます。

次のページは、今回の補正を反映した給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金で507万1,000円を追加、2項国庫補助金で492万円を追加。

19款繰入金、2項基金繰入金で206万7,000円を追加しております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第1号から第2号についてご説明いたします。

まず、議案第1号、上大中清掃施設組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、上大中清掃施設組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上大中清掃施設組合同規約の一部を改正する規約（案）。

上大中清掃施設組合同規約の一部改正。

上大中清掃施設組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条、この組合は、この組合が設置したじんかい処理施設の維持管理及び解体撤去に関する事務を共同処理する。

第4条中、「市ノ瀬1862番地の施設」を「朝来763番地の上富田町役場」に改める。

改正の理由としまして、令和3年3月31日付でじんかい処理施設であります上大中クリーンセンターの閉所に伴い、閉所後の共同事務の内容及び事務所の位置が変更となるため、上大中清掃施設組合同規約について所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、この規約は令和3年4月1日から施行するとしております。

参考資料としまして新旧対照表も添付しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号をお願いします。

議案第2号、紀南環境広域施設組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、紀南環境広域施設組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

紀南環境広域施設組合同規約の一部を改正する規約（案）。

紀南環境広域施設組合同規約の一部改正。

紀南環境広域施設組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中、「元町2291番地の6」を「稲成町2670番地」に改める。

改正の理由としまして、紀南広域廃棄物最終処分場の完成に伴い、紀南環境広域施設組合の事務所の位置が変更となるため、紀南環境広域施設組合同規約について所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、この規約は令和3年5月1日から施行するとしております。

参考資料としまして新旧対照表も添付しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

私からは、議案第3号、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第3号、上富田町職員定数条例の一部を改正する条例。

上富田町職員定数条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町職員定数条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町職員定数条例の一部改正。

上富田町職員定数条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、執行機関に所属する職員及び定数外の職員を明確にするための改正で、選挙管理委員会と監査委員に所属する職員については、町長部局の職員をもって兼務させていることを明確に規定し、派遣職員や休職中の職員については、定数外とする旨の規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、新旧対照表を2ページから添付しておりますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町監査委員に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町監査委員に関する条例の一部改正。

上富田町監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、上富田町職員定数条例の一部改正に合わせまして、監査委員の事務を補助させるための職員についての規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、新旧対照表を2ページに添付しておりますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうからは、議案第5号をご説明申し上げます。

議案第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、2月17日に開催されました国民健康保険運営協議会において、その賦課割合と保険税率の改正の諮問を行いましたので、それに伴う条例改正となっております。

賦課割合につきましては、令和9年度から県下統一の割合に少しずつ合わせていくよう資産割の割合を下げ、均等割の割合を上げています。

また、保険税率につきましては、国保の基金から1億円を取り崩し、前年度と比べ低い保険税率となっており、被保険者の方々にとっては負担が軽減されたものとなっております。

2ページに附則として第1項に、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めております。

また、第2項には適用区分を定めております。

参考資料として、3ページ以降、新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをよろしく申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第6号について説明させていただきます。

議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例で引用する同法の新型コロナウイルス感染症の定義を規定する附則が削られたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

附則第3項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。

私からは、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

本条例につきましては、第8期の上富田町介護保険料の基準月額を7,375円に改定させていただきますので、そのことに伴う所要の改正を行うものです。

3ページの参考資料、新旧対照表をお願いします。

第3条中、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めています。

第3条に定める保険料の額につきましては、各号のとおり改めさせていただきます。第1号では「4万6,900円」から「4万4,200円」に、第2号及び第3号は「7万400円」から「6万6,300円」に、第4号では「8万4,500円」から「7万9,600円」に、第5号では「9万3,900円」から「8万8,500円」に、第6号では「11万2,700円」から「10万6,200円」に、第7号では「12万2,100円」から「11万5,000円」に、第8号では「14万900円」から「13万2,700円」に、第9号では「15万9,700円」から「15万400円」にそれぞれ改めさせていただきます。

1ページにお戻りください。

附則として1項で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。

2項で、経過措置として、改正後の第3条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしています。

3項から5項では、令和3年から令和5年度における保険料率の特例として、第3条第1号に該当する保険料率について、同項の規定にかかわらず2万6,500円、第2号に該当する保険料率を同号の規定にかかわらず4万4,200円、第3号に該当する保険料率を同号の規定にかかわらず6万1,900円とするとしています。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第8号についてご説明をいたします。

議案第8号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,947万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,799万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1 款町税、補正前の額から200万円を減額、17億452万3,000円と定めております。

1 0 款地方特例交付金、補正前の額に723万8,000円を追加。

1 3 款分担金及び負担金、補正前の額に92万2,000円を追加。

1 4 款使用料及び手数料、補正前の額から687万9,000円を減額。

1 5 款国庫支出金、補正前の額から1,288万3,000円を減額。

1 6 款県支出金、補正前の額から1,527万7,000円を減額。

1 7 款財産収入、補正前の額に5,718万4,000円を追加。

1 8 款寄附金、補正前の額に1億2,232万7,000円を追加。

1 9 款繰入金、補正前の額から1億3,837万3,000円を減額。

2 1 款諸収入、補正前の額から378万2,000円を減額。

2 2 款町債、補正前の額に1,100万円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に1,947万7,000円を追加し、86億1,799万6,000円と定めています。

次のページ、3ページをお願いします。

歳出です。

1 款議会費、補正前の額から115万9,000円を減額、9,254万9,000円と定めています。

2 款総務費、補正前の額に1億1,507万6,000円を追加。

3 款民生費、補正前の額から4,151万4,000円を減額。

4 款衛生費、補正前の額から692万7,000円を減額。

5 款農林水産業費、補正前の額に192万3,000円を追加。

6 款商工費、補正前の額から1,082万円を減額。

7 款土木費、補正前の額から1,023万円を減額。

8 款消防費、補正前の額に155万円を追加。

次のページをお願いします。

9 款教育費、補正前の額から2,742万2,000円を減額。

1 0 款災害復旧費、補正前の額から100万円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に1,947万7,000円を追加し、86億1,

799万6,000円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」、追加です。

減収補填債、限度額1,500万円と定めています。起債の方法、利率償還の方法は当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いします。

次のページ、6ページ、変更でございます。

紀南環境広域最終処分場整備事業、限度額を1億3,420万円と定めています。

道路橋梁等整備事業債では限度額を570万円。

消防指令システム高度化整備事業では1,100万円。

消防施設整備事業では570万円。

学校教育施設整備事業では2,560万円。

公共土木施設災害復旧事業では1,580万円とそれぞれ定めております。こちらも起債の方法、利率償還の方法は、補正前のものと変わりございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから9ページまでは、恐れ入ります、お目通しをお願いいたします。

内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、26ページをお願いします。

26ページでございます。歳出です。

今回の補正では、事業費の精算や決算見込みに基づきまして減額補正を行っております。また、職員の人件費関連では、12月に支給をいたしました期末手当について支給月数を引き下げたことによる精査、多くは減額でございますが、を行っております。

以下では、追加補正したものを中心にご説明をいたします。

1款議会費、1項議会費では115万9,000円の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で138万6,000円の追加、主なものは、27ページ、3節職員手当等で、今回の4月1日の機構改革に伴って机の移動、そのほか時間外あるいは場合によって土日に出てきて行います。その分を総務費の款で合わせて措置しております。その分でございます。

次のページをお願いいたします。

2目財産管理費、以下、それぞれ減額をしております。

6目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費1億8,645万4,000円の追加、これはいわゆるふるさと納税、ふるさと寄附金の該当する目でございます、右のページ、29ページで申しますと、8節報償費の記念品代、次のページをお願いし

ます。12節役務費のさわやか上富田まちづくり寄附金取扱手数料、25節の積立金、さわやか上富田町づくり基金積立金をそれぞれ措置しているものでございます。

7目人権推進費、以下、それぞれ減額でございます。

次のページ、32ページをお願いします。

10目特別定額給付金事業費、昨年5月、6月、7月あたりに行いましたいわゆる10万円の給付事業の部分でございます。事業の精査を行いまして、1,400万円ほどの減額でございます。

11目生活支援給付金事業費、これはこの1月、2月に行いました5,000円の追加の給付事業費でございます。こちらも事業精査を行いまして、90万円ほどの減額でございます。

以上、総務費合計でいたしますと、1億1,743万9,000円の追加でございます。失礼しました。総務費の1項の総務管理費といたしまして、1億円余りの追加でございます。

2項徴税費、それぞれ減額してございます。

次のページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、こちら2万3,000円の減額でございます。

4項選挙費186万7,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

5項統計調査費4万4,000円を追加してございます。

3款民生費、1項社会福祉費で、次のページをお願いいたします。合計で2,000万1,000円の減額でございます。

2項児童福祉費、次のページをお願いいたします。こちら児童福祉費合計で2,151万3,000円の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費で414万1,000円の追加、次のページをお願いします。こちら19節負担金補助及び交付金で、紀南病院組合への負担金の増額を措置したものでございます。

次、2目予防費、以下、それぞれ増減がございまして。

次のページをお願いいたします。

保健衛生費の合計で115万3,000円の追加でございます。

2項清掃費808万円を減額してございます。

5款農林水産業費、1項農業費の次のページをお願いします。2目農業総務費で547万4,000円の追加、主なものは、19節負担金、補助及び交付金の4番目、県営中山間総合農地防災事業費負担金、県が工事を行っていますため池の地元負担金を措置

したものでございます。

次、3目農業振興費、以下、それぞれ増減がございます。

次のページをお願いします。

1項農業費全体では395万3,000円の追加でございます。

2項林業費203万円を減額してございます。

6款商工費1項商工費、1目商工総務費で2,802万1,000円の追加、主なものは次のページをお願いいたします。

25節積立金、事業所立地促進基金積立金で6,000万円の措置、これは後の議案でもご報告いたします畜産団地の用地売却収入をそのまま積立金に措置するものでございます。

次、2目かみとんだ地域元気商品券支給事業費、こちらは昨年夏前に行いました最初の商品券3,000円の支給事業の部分でございます。事業終了に伴いまして精算をして370万円の減額です。

続いて、3目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費、これは秋に行いました7,000円分の商品券の支給でございます。こちらも事業終了に伴いまして精算をしまして、289万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4目上富田町内事業者持続化支援事業費、これは年末から以降行いました事業者に対する5万円、10%売上げが減少した事業所等に5万円ほどを一律で補助をさせていただき事業でございますが、こちらも精算をいたしまして3,203万円ほどの減額、商工費全体で申しますと、1,082万円の減額となっております。

7款土木費、1項土木管理費68万4,000円の減額。

2項道路橋梁費、次のページをお願いいたします。199万円の減額。

3項河川費、こちらも河川費合計で513万1,000円の減額。

4項都市計画費、全体で199万4,000円の減額。

次のページをお願いします。

5項住宅費43万1,000円を減額しています。

8款消防費、1項消防費、次のページをお願いします。消防費全体で155万円を追加しております。

9款教育費、1項教育総務費20万2,000円の追加。

2項小学校費、次のページをお願いいたします。小学校費全体で、合計で821万2,000円の減額でございます。

3項中学校費、次のページをお願いします。中学校費全体で1万2,000円の減額

でございます。

4項社会教育費です。1目社会教育総務費の減額でございます。

2目涯学習事業費、以下、それぞれ減額してございます。

次のページをお願いします。

66ページも、5目青少年対策費、以下、それぞれ減額をしてございます。

次のページをお願いします。

68ページは、9目文化会館運営費です。こちらも600万円ほどの減額をしてございます。

以上、社会教育費全体の合計で1,351万1,000円の減額でございます。

5項保健体育費、次のページをお願いします。保健体育費全体で588万9,000円の減額でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費50万円の減額。

2項公共土木施設災害復旧費、次のページをお願いします。こちらも50万円の減額でございます。

次のページ、74ページは、今回の補正を反映した給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、10ページをお願いいたします。

10ページ、歳入でございます。

今回の補正では、税や交付金、使用料、手数料、その他につきましては収入見込額を精査し、それぞれ追加または減額の補正をいたしております。

また、歳出におきまして、事業費の精算や決算見込みにつきましては減額補正を行っております。それに合わせまして、国や県からの補助金をいただいて行っている事業につきましても、減額補正をしている部分に相当する国費、県費の減額をしてございます。

以下の説明では主なものだけご説明をいたします。

1款町税、1項町民税、合計で2,900万円の追加です。

2項固定資産税3,500万円の減額。

3項軽自動車税400万円の追加。

10款地方特例交付金、1項減収補填特例交付金723万8,000円の追加。

13款分担金及び負担金、1項負担金57万8,000円の減額。

次のページをお願いします。

2項分担金150万円の追加。

14款使用料及び手数料、1項使用料129万9,000円の減額。

2項手数料、衛生手数料、以下、合計いたしまして558万円の減額。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、次のページをお願いいたします。総務費、民生費、合計いたしまして国庫負担金の減額が2,467万円の減額でございます。

2項国庫補助金、総務費国庫補助金、以下、各項目の増減で、次のページをお願いいたします。国庫補助金合計で1,177万8,000円の追加でございます。

3項委託金9,000円の追加でございます。

16款県支出金、1項県負担金、合計で1,123万5,000円の減額。

2項県補助金、次のページをお願いいたします。各目合計で410万7,000円の減額。

3項委託金6万5,000円を追加しております。

次のページをお願いします。

17款財産収入、2つの目合計で5,718万4,000円の追加、1目不動産売却収入は畜産団地の売却益、売却収入でございます。

18款寄附金、1項寄附金1億2,232万7,000円の追加、大きなものはいわゆるふるさと納税部分、さわやか上富田町づくり寄附金1億2,000万円の追加をしてございます。

19款繰入金、2項基金繰入金で、1目さわやか上富田まちづくり基金繰入金、これはふるさと納税からの部分で増えた部分でございますが、その基金からの繰入金を措置してございます。

次のページをお願いします。

4目事業所等立地促進基金繰入金、当初予算のうち執行全額を、2,400万円全額を減額補正してございます。

6目財政調整基金繰入金、補正の前から1億7,630万1,000円を減額してございます。

3項財産区繰入金185万7,000円を減額。

21款諸収入、2項雑入で、次のページをお願いします。雑入合計で378万2,000円の減額でございます。

22款町債、1項町債、各項目減額してございますが、今回、9目減収補填債を新たに計上しました。具体的には、コロナ禍に伴いまして地方消費税交付金の減額が見込まれております。その部分について借金をして穴を埋めるという制度がつけられましたので、本町におきましても、1,500万円の予算を計上して地方消費税交付金の減額に充てるということを考えてございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第9号及び第10号について説明させていただきます。

議案第9号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,345万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,367万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

4款県支出金では、補正前の額から2,553万7,000円減額し、12億9,438万5,000円と定めています。

6款繰入金では、補正前の額から832万円減額。

8款諸収入では、補正前の額に40万4,000円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額から3,345万3,000円減額し、18億9,367万3,000円と定めています。

続きまして、歳出です。

1款総務費では、補正前の額から96万1,000円減額し、4,651万2,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から2,469万2,000円減額。

3款国民健康保険事業費納付金については、補正額はございません。

5款保健事業費では、補正前の額から880万6,000円減額。

8款諸支出金では、補正前の額に100万6,000円追加。

以上、歳出合計では、補正前の額から3,345万3,000円減額し、18億9,367万3,000円と定めています。

5ページをお願いいたします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 2，7 3 1 万円の減額、主に普通交付金の減額で、保険給付費等の減額による交付金の減額となります。

2 目財政対策補助金では 1 7 7 万 3，0 0 0 円追加。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では 8 1 万 6，0 0 0 円追加。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金では 9 1 3 万 6，0 0 0 円減額。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金 1 8 万 9，0 0 0 円追加。

2 目一般被保険者返納金では 2 1 万 5，0 0 0 円追加。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 3 4 万 4，0 0 0 円減額、主に職員手当等の減額となります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費では 6 1 万 7，0 0 0 円減額、こちらにつきましても、職員手当等の減額が主なものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費、1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。3 目の一般被保険者療養費及び 5 目審査支払手数料、こちらにつきましては、給付費の精査により合計で 1，2 5 0 万 2，0 0 0 円減額。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費及び 3 目の一般被保険者高額介護合算療養費、こちらにつきましても、給付費の精査により合計で 1，2 1 9 万円減額。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では 4 0 0 万 9，0 0 0 円減額、主に 1 3 節委託料、人間ドック委託料の減額でございます。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、4 7 9 万 7，0 0 0 円減額。

1 3 節の委託料、特定健診委託料の減額で、受診者数の減少による減額となっております。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 2 1 万円

追加。

16ページ、17ページをお願いいたします。

8款諸支出金、2項返還金、1目返還金79万6,000円追加、過年度分保険給付費等交付金の返還金を措置してございます。

18ページ、19ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号について説明させていただきます。

議案第10号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ224万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,044万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から117万9,000円減額し、1億2,015万3,000円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額から200万4,000円減額。

5款諸収入では、補正前の額に93万7,000円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額から224万6,000円減額し、3億3,044万6,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から74万1,000円減額し、1,241万3,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から92万4,000円減額。

3款保健事業費では、補正前の額から58万1,000円減額。

以上、歳出合計では、補正前の額から224万6,000円減額し、3億3,044万6,000円と定めています。

次のページ、3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款保険料、1項後期高齢者保険料、1目後期高齢者保険料では117万9,000円減額。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では200万4,000円減額。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入では93万7,000円追加、過年度分の療養給付費負担金等の精算による返還金を措置してございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費59万4,000円減額、主に13節委託料のシステム改修委託料の減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費14万7,000円の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金92万4,000円減額、保険料と負担金の減額でございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費58万1,000円減額、人間ドック費補助金の減額となります。

10ページ、11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。

議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

令和2年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ693万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,903万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額より194万4,000円を減額し、3億7,776万1,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、補正前の額より135万2,000円を減額。

5款県支出金では、補正前の額より202万2,000円を減額。

7款繰入金では、補正前の額より161万7,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額より693万5,000円を減額し、16億9,903万4,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額より170万3,000円を減額し、5,293万円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額より287万3,000円を減額。

4款地域支援事業費では、補正前の額より391万2,000円を減額。

6款基金積立金では、補正前の額に155万3,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額より693万5,000円を減額し、16億9,903万4,000円と定めています。

5ページから7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では57万6,000円を減額。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金では15万円を減額。

2目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では53万2,000円を減額。

3目包括的支援・任意事業交付金では68万6,000円を減額。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では77万7,000円を減額。

2目地域支援交付金では57万5,000円を減額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では35万9,000円を減額。

5款県支出金、2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では26万6,000円を減額。

10ページ、11ページをお願いします。

5款県支出金、2項県補助金、2目包括的支援・任意事業交付金では34万3,000円を減額。

3目地域医療・介護総合確保事業、施設等整備費補助金では105万4,000円を減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では35万9,000円を減額。

2目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では26万6,000円を減額。

3目包括的支援・任意事業繰入金では34万3,000円を減額。

6目その他一般会計繰入金では64万9,000円減額。

12ページ、13ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では144万3,000円を減額、主なものとしまして、19節負担金、補助及び交付金の地域医療・介護総合確保事業施設等整備費補助金105万4,000円を減額しております。

1款総務費、3項介護認定調査費、1目認定調査費では26万円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス計画給付費では500万円を減額。

14ページ、15ページをお願いします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では187万4,000円を追加。

2目介護予防福祉用具購入費では25万3,000円を追加。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では200万円を減額。

2目一般介護予防事業費では13万円を減額。

16ページ、17ページをお願いします。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、2目地域包括支援センター運営費では21万9,000円を減額。

3目任意事業費では113万2,000円を減額、主なものとしまして、20節扶助

費、在宅老人介護用品給付費100万円を減額しています。

4目社会保障充実分事業費では43万1,000円を減額。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では155万3,000円を追加しています。

18ページ、19ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

令和2年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,626万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額の歳入歳出それぞれ3億577万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、3億571万7,000円。

歳入合計では、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、3億577万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、8,043万3,000円。

歳出合計では、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、3億577万4,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額から3,855万7,000円を減額し、2億3,817万5,000円。

2目雑入、補正前の額から771万2,000円を減額し、6,754万2,000円、計としまして、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、3億571万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額から2,423万9,000円を減額し、635万3,000円。

2目残土処分場事業費、補正前の額から2,203万円を減額し、7,408万円。

計としまして、補正前の額から4,626万9,000円を減額し、8,043万3,000円と定めてございます。

8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課課長、三浦君。

○教育委員会生涯学習課長（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ649万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款諸収入、2項貸付金元利収入で、補正前の額に72万円を追加。

4款繰入金、1項基金繰入金で、補正前の額から89万4,000円を減額。

5款寄附金、1項寄附金で、補正前の額に20万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2万6,000円を追加して649万1,000円と定めております。

続きまして、歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、補正前の額に2万6,000円を追加。

歳出合計も同じく、補正前の額に2万6,000円を追加して649万1,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款諸収入、2項貸付金元利収入、1目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額に72万円を追加、これにつきましては、1名の繰上償還と1名の償還猶予のための増減によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目奨学基金繰入金で、補正前の額から89万4,000円の減額、これにつきましては、当初予定していました基金繰入れが繰上償還や寄附に伴う基金繰入れが不要によるものです。

5款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正前の額に20万円の追加、これにつきましては、町内の1名の方から寄附をいただいたものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、補正前の額に2万6,000円を追加しております。

不要となった諸経費と貸付金につきましては、今年度新規申込者が当初見込みより少なかったことに伴う減額の上、25節奨学基金積立金に追加するものでございます。

10ページの給与費明細表につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、谷本君。

○上下水道課企画員（谷本 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第14号及び議案第15号をご説明申し上げます。

議案第14号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ174万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,826万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款分担金及び負担金では、補正前の額に80万7,000円を追加し、184万4,000円と定めています。

4款繰入金では、補正前の額から175万5,000円を減額。

5款町債では、補正前の額から80万円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額から174万8,000円を減額し、1億9,826万5,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款農業集落排水事業費では、補正前の額から174万8,000円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額から174万8,000円を減額し、1億9,826万5,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

今回の変更につきましては、限度額の720万円を640万円に変更するものです。起債の目的、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。よろしく願いいたします。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目農業集落排水事業負担金では、補正前の額に80万7,000円を追加し、184万4,000円と定めています。農業新規加入負担金3期分でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では、補正前の額から175万5,000円を減額し、1億2,636万1,000円と定めています。

5款町債、1項町債、1目農業集落排水事業債では、補正前の額から80万円を減額し、640万円と定めてございます。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目総務費では、補正前の額から77万8,000円を減額し、1,664万8,000円、主なものとしまして、13節委託料の地方公営企業法適用支援業務委託料で、業務委託契約に伴う令和2年度分の出来高精算により75万4,000円を減額してございます。

2目施設維持管理費では、補正前の額から97万円を減額し、6,384万3,000円、主なものとしまして、農業集落排水施設の光熱水費精査により95万円を減額してございます。

計としまして、補正前の額から174万8,000円を減額し、8,049万1,000円と定めてございます。

12ページからの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号をご説明申し上げます。

議案第15号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ613万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,593万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款分担金及び負担金では、補正前の額に209万3,000円を追加し、356万6,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に353万9,000円を追加。

4款繰入金では、補正前の額に130万6,000円を追加。

6款町債では、補正前の額から80万円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に613万8,000円を追加し、1億9,593万2,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款公共下水道事業費では、補正前の額に613万8,000円を追加し、6,810万1,000円と定めています。

2款公債費につきましては、補正はございませんが、財源内訳の変更となるものでございます。

以上、歳出合計では、補正前の額に613万8,000円を追加し、1億9,593万2,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

今回の変更につきましては、限度額の720万円を640万円に変更するものです。起債の目的、利率、償還の方法については変更ございません。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道受益者負担金では209万3,000円を追加し、356万6,000円と定めています。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料では353万9,000

円を追加し、5,673万4,000円と定めています。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では130万6,000円を追加し、1億2,512万1,000円と定めています。

6款町債、1項町債、1目公共下水道事業債では80万円を減額し、640万円と定めています。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費では、補正前の額に529万4,000円を追加し、2,926万9,000円と定めています。主なものとしまして、下水道事業基金積立金639万9,000円を措置しているものでございます。

2目施設維持管理費では、補正前の額に84万4,000円を追加し、3,883万2,000円と定めています。主なものとしまして、処理場への汚泥量増加に伴う汚泥処理委託料147万円を措置しているものでございます。

計としまして、補正前の額に613万8,000円を追加し、6,810万1,000円と定めています。

2款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子につきましては、今回補正はございません。財源内訳の見直しとなっております。

12ページからの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ここで10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第16号につきましてご説明をいたします。

議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算。

令和3年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億1,200万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款町税で16億5,404万2,000円と定めています。

2 款地方譲与税で6,166万1,000円。

3 款利子割交付金で250万円。

4 款配当割交付金で1,100万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金で600万円。

6 款法人事業税交付金で2,000万円。

7 款地方消費税交付金で3億2,000万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金で 5 0 0 万円。
9 款環境性能割交付金で 6 0 0 万円。
1 0 款地方特例交付金で 2, 9 0 0 万円。
1 1 款地方交付税で 1 8 億円。
1 2 款交通安全対策特別交付金で 1 5 0 万円。
1 3 款分担金及び負担金で 1, 9 0 5 万 5, 0 0 0 円。
1 4 款使用料及び手数料で 1 億 3, 7 6 5 万 3, 0 0 0 円。
1 5 款国庫支出金で 7 億 8, 8 1 7 万 8, 0 0 0 円。
1 6 款県支出金で 4 億 8, 9 7 0 万 4, 0 0 0 円。
1 7 款財産収入で 4, 2 4 3 万 8, 0 0 0 円。
1 8 款寄附金で 8, 1 1 0 万円。
1 9 款繰入金で 2 億 2, 2 8 5 万 8, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

2 0 款繰越金で 1, 0 0 0 万円。
2 1 款諸収入で 2 億 1, 3 5 1 万円。
2 2 款町債で 3 億 9, 0 8 0 万円。

以上、歳入合計では 6 3 億 1, 2 0 0 万円と定めています。

次、5 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費で 8, 4 2 4 万 1, 0 0 0 円と定めています。
2 款総務費で 7 億 9, 9 2 1 万 1, 0 0 0 円。
3 款民生費で 2 1 億 8, 4 3 5 万 3, 0 0 0 円。
4 款衛生費で 7 億 8, 8 2 8 万 9, 0 0 0 円。
5 款農林水産業費で 2 億 4, 4 3 8 万 1, 0 0 0 円。
6 款商工費で 4, 6 4 6 万 1, 0 0 0 円。
7 款土木費で 5 億 5 6 1 万円。

次のページをお願いします。

8 款消防費で 2 億 1, 3 6 0 万 2, 0 0 0 円。
9 款教育費で 7 億 5, 3 1 5 万 5, 0 0 0 円。
1 0 款災害復旧費で 3 1 0 万円。
1 1 款公債費で 6 億 7, 9 5 9 万 7, 0 0 0 円。
1 2 款予備費で 1, 0 0 0 万円。

以上、歳出合計では 6 3 億 1, 2 0 0 万円と定めています。

次のページをお願いします。

7ページでございます。

「第2表 債務負担行為」です。

小学校屋内運動場電灯改修事業で、期間、令和4年度から令和10年度まで、限度額1,500万円と定めています。

学校給食センター運営事業、令和4年度から令和5年度まで9,940万円。

体育施設指定管理事業、令和4年度から令和7年度まで9,200万円とそれぞれ定めております。

次のページをお願いします。

8ページでございます。

「第3表 地方債」です。

庁舎非常用発電設備更新事業で、限度額を4,850万円と定めています。

災害援護資金では350万円。

道路橋梁等整備事業では680万円。

消防施設整備事業では200万円。

公民館整備事業では3,000万円。

臨時財政対策債では3億円。

合計では3億9,080万円と限度額を定めています。起債の方法、利率償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

9ページでございます。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括からこの予算書の最終163ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上が今回の予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしくをお願いいたします。

私からは、議案第17号及び第18号について説明させていただきます。

議案第17号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,681万8,

000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款国民健康保険税で3億7,352万円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で10万円。

3款県支出金で13億1,226万9,000円。

4款財産収入で13万円。

5款繰入金で2億5,278万9,000円。

6款繰越金で1万円。

7款諸収入で800万円。

歳入合計で19億4,681万8,000円と定めています。

続きまして、歳出です。

1款総務費で4,806万9,000円と定めてございます。

2款保険給付費で12億8,107万5,000円。

3款国民健康保険事業費納付金で5億9,020万4,000円。

4款共同事業拠出金で1,000円。

5款保健事業費で2,358万9,000円。

6款基金積立金で13万円。

7款公債費で75万円。

8 款諸支出金で 2 0 0 万円。

9 款予備費で 1 0 0 万円。

次のページをお願いいたします。

歳出合計で 1 9 億 4, 6 8 1 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ、31 ページまでにつきましても、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 8 号について説明させていただきます。

議案第 1 8 号、令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和 3 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2, 6 0 0 万 8, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5, 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」

歳入です。

1 款保険料で 1 億 2, 1 2 7 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款使用料及び手数料で 1 万円。

3 款繰入金で 2 億 3 7 0 万 6, 0 0 0 円。

4 款繰越金で 1 万円。

5 款諸収入で 1 0 1 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計で 3 億 2, 6 0 0 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出です。

1 款総務費で1, 1 8 7 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で3 億 1, 1 3 6 万円。

3 款保健事業費で2 5 7 万 2, 0 0 0 円。

4 款公債費で1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金で1 万円。

歳出合計で3 億 2, 6 0 0 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ、1 8 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。

議案第 1 9 号についてご説明します。

議案第 1 9 号、令和 3 年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和 3 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 3, 4 1 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料で3億1,969万4,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億7,867万9,000円。

4款支払基金交付金で4億1,544万3,000円。

5款県支出金で2億2,928万6,000円。

6款財産収入で1万6,000円。

7款繰入金で2億8,169万9,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で927万2,000円。

歳入合計では16億3,410万円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で4,834万8,000円と定めています。

2款保険給付費で14億6,552万円。

3款公債費で150万円。

4款地域支援事業費で1億1,821万6,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で1万6,000円。

歳出合計では16億3,410万円と定めています。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終37ページまでは、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

よろしくをお願いします。

私からは、議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,542万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入5万1,000円。

2款諸収入7,536万9,000円。

歳入合計では7,542万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費7,467万円。

2款公債費75万円。

歳出合計では7,542万円と定めてございます。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終14ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第21号及び議案第22号についてご説明申し上げます。

議案第21号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

まず、歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入14万1,000円。

2款繰越金、1項繰越金1,000円。

歳入合計14万2,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費14万2,000円。

歳出合計14万2,000円と定めております。

次の3ページから8ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページにつきましては、恐れ入りますが、目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号でございます。

議案第22号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入31万2,000円。

歳入合計31万2,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費31万2,000円。

歳出合計 31万2,000円と定めております。

次の3ページから8ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課課長、三浦君。

○教育委員会生涯学習課長（三浦 誠）

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、令和3年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和3年度上富田町特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ622万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入1,000円。

2款繰越金、1項繰越金1,000円。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項貸付金元利収入470万4,000円。

4款繰入金、1項基金繰入金151万8,000円。

歳入合計といたしまして622万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費で622万5,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

なお、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終10ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お見通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、谷本君。

○上下水道課企画員（谷本 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第24号及び議案第25号をご説明申し上げます。

議案第24号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億73万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款分担金及び負担金で103万7,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で6,380万円。

3款財産収入で7,000円。

4款繰入金で1億2,633万9,000円。

5款町債で950万円。

6款諸収入で5万円。

以上、歳入合計では2億73万3,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1 款農業集落排水事業費で8, 292万4, 000円と定めています。

2 款公債費で1億1, 780万9, 000円。

以上、歳出合計では2億73万3, 000円と定めてございます。

4 ページをお願いします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的、1、農業集落排水事業、限度額950万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終20ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

続きまして、議案第25号をご説明申し上げます。

議案第25号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

令和3年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9, 033万5, 000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款分担金及び負担金で 2 3 5 万 9, 0 0 0 円と定めています。

2 款使用料及び手数料で 5, 7 5 3 万 5, 0 0 0 円。

3 款財産収入で 1 2 万円。

4 款繰入金で 1 億 2, 0 6 2 万 1, 0 0 0 円。

5 款繰越金で 2 0 万円。

6 款町債で 9 5 0 万円。

以上、歳入合計では 1 億 9, 0 3 3 万 5, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款公共下水道事業費で 5, 9 3 2 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 款公債費で 1 億 3, 1 0 1 万円。

以上、歳出合計では 1 億 9, 0 3 3 万 5, 0 0 0 円と定めています。

4 ページをお願いします。

「第 2 表 地方債」でございます。

起債の目的、1、公共下水道事業、限度額 9 5 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 2 0 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第 2 6 号をご説明いたします。

議案第 2 6 号、令和 3 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 3 年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1 号、給水戸数 7, 1 0 0 戸。2 号、年間総配水量 6 6 8 万立方メートル。3 号、1 日平均配水量 1 万 8, 3 0 0 立方メートル。4 号、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費 2 億 8, 8 9 2 万円。

2 ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億3,446万9,000円。第1項営業収益4億7,516万7,000円、第2項営業外収益5,930万1,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用4億7,604万9,000円。第1項営業費用4億3,422万1,000円、第2項営業外費用3,882万7,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費300万円。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億563万2,000円は、損益勘定留保資金7,974万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,589万1,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入2億7,430万円。第1項工事負担金400万円、第2項他会計負担金30万円、第3項企業債2億7,000万円。

支出。

第2款資本的支出3億7,993万2,000円。第1項建設改良費2億8,942万円、第2項企業債償還金9,051万2,000円。

4ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、岩田地区配水管布設替工事費、限度額2億7,000万円。起債の方法利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

5ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,914万3,000円。

棚卸資産購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

なお、6ページから最終35ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号につきまして説明させていただきます。

議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和3年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入443万円。

2款繰越金1万円。

3款繰入金156万1,000円。

歳入合計としまして600万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款委員会費 1 8 8 万 7, 0 0 0 円。

2 款総務費 4 1 1 万 4, 0 0 0 円。

歳入合計を 6 0 0 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 0 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。

議案第 2 8 号についてご説明いたします。

議案第 2 8 号、和解及び損害賠償の額の決定について。

令和 2 年 4 月 2 6 日、5 月 1 0 日、5 月 3 1 日、6 月 1 日、1 0 月 1 0 日、1 1 月 1 7 日、1 1 月 1 8 日に実施予定だった集団検診事業の中止及び延期に伴う和解及び損害賠償について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、和解及び損害賠償の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2 5 0 4 番地の 8、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター附属健康増進センター、和歌山診療所センター長下光輝一。

2、和解及び損害賠償の理由。本件は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、令和 2 年 4 月 2 6 日、5 月 1 0 日、5 月 3 1 日、6 月 1 日、1 0 月 1 0 日、1 1 月 1 7 日、1 1 月 1 8 日に実施予定だった集団検診事業を中止及び延期したものである。

集団検診事業は、令和 2 年 4 月 1 日付で締結した上富田町集団検診事業に関する契約に基づき、町が相手方に委託して実施するものであった。

当該契約第 6 条において、集団検診の中止及び延期に当たっては、補償として医師の派遣料等相当分を本町が支払うことになっているため、本町が負担する額を定め、和解するものである。

3、和解及び損害賠償の内容。1、町は本件に伴う損害賠償として相手方に 3 4 万 5 5 0 円を支払う。2、相手方と町の間には本件について 1 に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和 3 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染状況等により集団検診を中止または延期したために発生した医師のキャンセル料等について支払うものとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第29号について説明いたします。

議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。上富田福祉センター。

2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会会長三栖徹。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

上富田福祉センターについて、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により社会福祉法人上富田町社会福祉協議会を指定管理者に引き続き指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の非公募による指定につきましては、参考資料1ページ、選定理由をご覧ください。

理由としましては4点ございます。

まず1つ目は、上富田町指定管理者制度運用指針の非公募による選定理由に沿った判断となります。指針には、非公募による選定では施設の性格、規模、機能、経緯等を考慮し、適切な運営を確保するために必要と認められる次のような場合には、公募によらない選定とすることも可能とすとなっております。今回の候補者である社会福祉協議会は、記載の3点が当てはまるものと考えられます。

2つ目では、社会福祉協議会は社会福祉法に位置づけされており、地域福祉の推進を行うこととされております。

2ページをお願いします。

3つ目は、令和2年3月に作成されました上富田町地域福祉計画にも位置づけされており、行政と協力し合って実践することとなっております。

4つ目は、記載の日程により選定会議を開催し、その判定結果により判断したものと

なります。

3 ページに記載の社会福祉協議会の事業実施には、調理場が必要となる配食サービス等、福祉センターを活用しなければ実施困難な事業もあります。また、地域福祉の推進においては、町行政と連携して行うことが重要と考え、お互いの近い距離が利点は大きいと思われま

す。以上の理由により、上富田福祉センター指定管理者には社会福祉法人上富田町社会福祉協議会が適正と判断します。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課課長、三浦君。

○教育委員会生涯学習課長（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第30号についてご説明申し上げます。

議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館。

2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の55、一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会代表理事柏木壽夫。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館について、上富田町公施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会を指定管理者に引き続き指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

今回の非公募による指定につきましては、参考資料1ページ、選定理由をご覧ください。

理由としましては、3点ございます。

まず1点目は、令和2年9月に作成されました上富田町指定管理者制度運用指針の非公募による選定理由に沿った判断となります。指針には、非公募による選定では施設の性格、規模、機能、経緯等を考慮し、適切な運営を確保するために必要と認められる

次の場合には、公募によらない選定とすることも可能とされており。今回の候補者である一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会は、記載の3点が当てはまるものと考えられます。

2ページをお願いします。

2点目では、第2期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略での位置づけ。南紀ウエルネスツーリズム協議会は「くちくまのウエルネスタウン構想」を実施する事業所であり、町とともに取り組んできました。

①のスポーツ観光推進事業です。スポーツ観光の拠点となる上富田スポーツセンターの運営を中心に、スポーツ合宿の誘致、宿泊施設や仕出しなどの飲食店等、周辺観光施設も含めた地域経済の活性化を目指し、取り組んでこられました。

②の町民健康増進と介護予防です。スポーツセンター及びスポーツサロンの運営により、今まで運動に関わっていなかった方々がシニアエクササイズやウォーキングなどで健康に意識される方も増えてきました。また、食育交流センターでは、成長盛りの家庭を対象とし、食育のための料理教室やトレーニング後に効果的な食育指導に取り組んでこられました。

3点目は、選定評価です。南紀ウエルネスツーリズム協議会から提出のあった次年度以降の事業計画書及び収支予算書、収支決算書等を基に教育委員会にてヒアリングを行い、その後、選定の評価を行いました。

施設管理においては、スポーツサロンには、日本スポーツ協会公認のアスレチックトレーナー2名を軸に、専属スタッフ8名によるきめ細かい利用サービスを行うことができること、また、公益財団法人日本体育施設協会公認の上級管理士がグラウンド等の整備の中心となり、その成果からもラグビーのワールドカップの公認キャンプや全日本ラグビーチーム、Jリーグサッカーチームなどの受入れや実業団、大学等の合宿のリピーター率向上など、当該施設の知名度、信頼度を向上させていること。加えて、旅行業を取得していることから、宿泊や食事の手配まで利用者の様々な要望に応えられるワンストップ窓口の体制が整っていること。ウエルスタウン構想の実現については、町行政と連携・協働が不可欠である。今後、各種事業を実施する上においても、充実した実施体制や事業実績をはじめ、今後の事業計画を収支予算を基に多面的に評価を行った内容からも、指定管理者における事業所の評価は適正であると同時に、非公募による選定する団体に値すると判断しました。その判定評価内容を教育委員さんに報告し、意見をいただきつつ確認をしていただき、非公募による選定については妥当だと認めていただきました。

以上の理由により、上富田町体育施設の指定管理者には、一般社団法人南紀ウエルネ

スツーリズム協議会が適正と判断します。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

よろしくお願い致します。

私からは、議案第31号から第33号についてご説明いたします。

議案第31号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。
記。

別紙のとおり。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

お手元の参考資料によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

市ノ瀬地区の道路1路線の町道路線認定調書でございます。

路線番号3104、路線名、後代2号線、延長100.16メートル、幅員が5メートルから10.3メートル。

なお、次のページに認定路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を変更する。
記。

別紙のとおり。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

参考資料の3ページをお願いいたします。

大谷地区の道路1路線の町道路線変更調書でございます。

路線番号が1002、路線名が船越2号線、延長72.37メートル、幅員4メートルから6.1メートル。

なお、次のページに変更路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、別紙町道の路線を廃止する。

記。

別紙のとおり。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

参考資料の5ページをお願いいたします。

大谷地区の道路1路線の町道路線廃止調書でございます。

路線番号1001、路線名、船越1号線、延長184.87メートル、幅員4.4メートルから4.6メートル。

なお、次のページに廃止路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、議案第34号についてご説明をいたします。

議案第34号、町有財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり町有財産の売払い契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

1、売却の目的。旧畜産団地の用地、定住促進住宅の旧駐車場用地及び県がテニスコートとして利用していた用地を交換し、本町の所有とした用地並びにその上に所在する建物等を売り払う。

2、売却する財産の所在及び地目、面積（別紙参照）。土地の所在、上富田町朝来3548番地7外13筆。土地の地目、山林、宅地、公衆用道路、雑種地。土地の面積、約2万872平方メートル（14筆合計）。建物等、鉄骨造平屋建、一部2階建12棟外附帯設備。

3、売却金額。金6,000万円。土地販売価格予定額2億300万円から既存建物等の解体撤去費1億4,300万円を相殺した価格。

4、売却の相手方。和歌山県田辺市上の山1丁目15番22号、株式会社尾花組、代表取締役社長谷口庸介。

令和3年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

本件につきましては、朝来字荒堀にあります旧の畜産団地の用地等14筆を全体として公募面積が約2万872平方メートルでございますが、これを斜面地を含めた一体のものとして、4に記してございますとおり株式会社尾花組に売却するものでございます。

なお、この用地には公衆用道路が含まれておりましたので、先ほど町道の変更や廃止の議案も提案させていただいております。

当該土地の上に所在する旧の牛舎やその附帯設備、テニスコートとして使用していたときの照明設備等、これらは老朽化して通常の使用には耐えない状態でございますが、これらも現状あり姿のまま売却し、尾花組様のほうで1年以内に解体撤去作業を行うこととしてございます。

売却金額につきましては、当該土地については、土地鑑定評価の結果、2億300万円、解体撤去作業費につきましては、先方からの見積り金額1億4,300万円、これは当方で別に取得しました見積りと比べて安価でございましたので、こちらを採用し、両方相殺しまして差額の6,000万円を売却金額とするものでございます。

議案の次のページに、参考資料といたしまして土地売買の仮契約書と処分地の内訳書を添付してございます。仮契約書の最終、第15条に議会の議決を得たときに本契約が成立するものとなっております。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって日程第38号までの提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第20 議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算の件から日程第31 議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの12件につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第27号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条

例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

なお、予算審査特別委員会を開催するに当たり、再開がお昼時間を少し経過するかも分かりませんのでご了承ください。

第1委員会室まで移動願います。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時04分

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、7番、田上明人君、副委員長に、12番、木本眞次君が就任されました。委員長はじめ委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月15日午前9時00分となっておりますので、ご参集をよろしくお願い申し上げます。

追加議案の関係で、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の開催をお願いします。

先に総務教育常任委員会を開催していただき、その後、議会運営委員会の開催をお願いします。

延会 午後0時05分